

平成 25 年 天草市農業委員会第 5 回総会議事録

平成 25 年 5 月 28 日天草市農業委員会総会が五和町農業情報センター研修室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（35 名）

1 番 鶴田雄士君	2 番 君
3 番 川原昭雄君	4 番 川口直君
5 番 武内正俊君	6 番 森本文隆君
7 番 佐々木碩哉君	8 番 中村三千人君
9 番 小松信男君	10 番 江良邦勝君
11 番 浦上廣幸君	12 番 山本友保君
13 番 -	14 番 福本富人君
15 番 山下和弘君	16 番 川峯正美君
17 番 川崎眞志男君	18 番 森岡一正君
19 番 君	20 番 橋本正寛君
21 番 宮崎義一君	22 番 森下雅成君
23 番 滝下清三郎君	24 番 山田勝彦君
25 番 前田達也君	26 番 柴田眞一君
27 番 山本隆久君	28 番 松岡健吾君
29 番 小堀田幸一君	30 番 小川浩治君
31 番 松原高弘君	32 番 松川兼光君
33 番 戸谷泰典君	34 番 倉田喜一君
35 番 池田裕之君	36 番 梅田良二君
37 番 平岡秀樹君	38 番 本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

2 番 稲田秀敏君	19 番 松本カツエ君
-----------	-------------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内健二	局長補佐	林泰裕
参事	藤崎眞二	参事	吉田直哉
参事	平田正剛		

4、議事日程

開 会

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議第26号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第6 議題27号 くまもと農業バックアップ大作戦の目標及び活動計画について

日程第7 報告事項について

閉 会

開 議 午後2時00分

○事務局（森内健二君） ただいまより平成25年第5回総会を開催致します。携帯電話をお持ちの方は、恐れ入りますがマナーモードに切り替えをお願いします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。ただ今、佐藤委員のご冥福を祈り黙祷を捧げたところですが、5月のゴールデンウィークの最中にお亡くなりになられ、連絡を受けてから事務局と打ち合わせを行いました。2年前に有明地区の井上委員さんが亡くなられた時に有明地区の委員さんへ連絡を行ったことを踏まえ、今回も本渡地区の委員さんに連絡をした次第です。ただ、他の委員さんの中から「連絡だけはしてほしい」との要望があったようですので、総会終了後に、委員さん全員で打ち合わせをしたいと考えております。

さて、明後日より、東京都において全国農業委員会会長大会が開催されます。その時、農業委員会と農業会議から出席されるとのことで、地元出身の国会議員に提言書を提出することになっております。その内容については、

1. TPP協定交渉参加に対する意見について
2. 農業委員会系統組織の改正と機能強化について
3. 農地の有効利用対策の強化について
4. 担い手対策の強化について
5. 農村振興の対策について

以上の5点について提言して参りたいと思っております。

先月の総会の際、川原委員よりTPPに対する農業委員会の取り組みを要望されておりましたので、その詳細を申し上げたいと思います。

1. 米・麦・牛肉・豚肉・乳製品・紙資源など、わが国の農業における重要品目の除外は必ず実現するとともに、政権公約の6項目すべてを守ること。

2. 国として将来の農業施策を具体的に示すとともに、十分な情報提供に努め、本県のような農業を主とする県や不安を抱える地方の県に十分配慮した施策を行うこと。

3. 国益を損なうようなことが明らかになった場合は、即座に交渉から脱退すること。

以上について申し上げてきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は2名の委員から欠席届が出されておりますが、総会は成立しております。それでは以降の議事の進行は会長にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、20番橋本正寛委員、21番宮崎義一委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第23号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について一括説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 1番について説明します。下浦町の譲受人は佐伊津町の譲渡人より、本渡町の畑2筆919㎡を交換により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。

2番について説明します。旭町の譲受人は下浦町の譲渡人より、佐伊津町の田1,373㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはイチジクを栽培される計画です。

3番について説明します。佐伊津町の譲受人は下浦町の譲渡人より、佐伊津町の畑454㎡を交換により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはミカンを栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君） 4番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人から五和町の田2,234㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は飼料稲を作付けされる計画です。

5番について説明します。新和町の譲受人は新和町の譲渡人他3名から新和町の田3,001㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は水稻を作付けされる計画です。

6番について説明します。新和町の譲受人は熊本市の譲渡人から新和町の田908㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は水稻を作付けされる計画です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。譲受人は自分の農地と申請地である譲渡人の農地とを交換により取得したいとの申請です。場所については天草畜産農業協同組合の近くにあります。申請地は現在、借入者が契約期間まで耕作されており、なお、取得後は野菜を栽培される計画です。

特に問題はないかと思えます。よろしくご審議お願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。2番について説明致します。まず申請場所ですが、佐伊津町の工業団地の東側になります。申請地一帯は整地されており、表土については良い土が入れられておりました。完成後はイチジクを栽培されるということで、隣接する農地にも特に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

3番についても続けて説明させていただきます。

申請場所については、佐伊津町の天草病院駐車場より東の方向へ200mほど行ったところにあります。ここには果樹を植えるということですが、デコポン・桃・すもも・金柑・橙等が植えられており、既に3年を経過しているようで、防風林として槇の木も植えられておりました。近隣は住宅等もあり特に問題はないかと思えます。よろしくご審議の程お願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番及び3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。4番について説明致します。申請場所につきましては、この情報センターから西方向に2kmほど行ったところにあります。申請者は2町7反ほど耕作する認定農家であります。今回購入される田には飼料稲を作付けされるということです。特に問題は無いと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは5番について担当委員より説明をお願いします。

○18番(森岡一正君) 18番、森岡です。5番及び6番については関連がありますので、議長、一緒に説明させていただいてよろしいでしょうか。

○議長(鶴田雄士君) お願いします。

○18番(森岡一正君) では、5番及び6番について説明いたします。

5番の譲渡人と6番の譲渡人は兄弟であり、6番の農地については兄弟4名による共同持分のある農地となっております。また、譲渡人は譲受人と親戚関係にあり、今回売買により譲り渡したいとの申請であります。特に問題がないと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました5番及び6番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第3、議第24号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(平田正剛君) まず、お手元の資料②・③・④及び前方のスクリーンをご覧ください。では、1番について、ご説明いたします。

本渡町の申請人は、周辺住民が利用する貸駐車場を建設するため、本渡町の畑660㎡を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。

なお、既に埋め立てられているため、始末書が付けられています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○1番（鶴田雄士君） 1番の鶴田です。1番について説明致します。

申請場所につきましては、中山口橋の側にあるオムロンの光製作所という工場があり、その裏になります。元々その土地については、芥洋道路が事務所と資材置場として利用していたのですが、夜間作業後に帰社した際近所からの苦情等もあり、別の場所に移転した経緯があり、その後に農地への復元がなされないままに現在に至っており、始末書が付けられている次第です。周囲は住宅地となっており、特に問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 2番について、ご説明いたします。

本渡町の申請人は、共同住宅を建設するため、本渡町の畑 520 m²を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお、既に埋め立てられているため、始末書が付けられております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。2番について説明致します。

ただ今事務局からの説明のとおりアパートを建設したいとの申請です。申請場所については、八幡神社の側で土地区画整理事業が行われた都市計画用途区域内にある農地です。2階建てのアパートと10台分の駐車場を建設する計画となっており、取水は市の上水道より、雨水については市道側溝へ、生活雑排水等については公共下水道を利用されます。周囲は住宅地であり、特に問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(平田正剛君) 3番について、ご説明いたします。

本渡町の申請人は、共同住宅を建設するため、本渡町の畑 608 m²を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番(松原高弘君) 31番の松原です。3番について説明致します。

ただ今事務局からの説明のとおりアパートを建設したいとの申請です。申請場所については、グリーントップの近くで土地区画整理事業が行われた都市計画用途区域内にある農地です。2階建てのアパートと12台分の駐車場を建設する計画となっております、給水は市の上水道より、雨水については市道側溝へ、生活雑排水等については公共下水道を利用されます。周囲は住宅地であり、特に問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(平田正剛君) 4番について、ご説明いたします。

下浦町の申請人は、個人住宅を建設するため、下浦町の畑 460 m²を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお、既に一部が駐車場として利用されているため、始末書が付けられております。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番(松岡健吾君) 28番の松岡です。4番について説明致します。

申請場所につきましては本渡東中から4~5kmほど東に入った山の中で一番奥の集落にあります。現在自宅はありますが10人家族であり、とても狭いということでこれまで家庭菜園としていた畑に個人住宅を建築したいとのことです。先ほど事務局より説明があった

とおり一部駐車場として利用されていたため始末書が付けられております。特に問題ない
と思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませ
んか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 5番について、ご説明いたします。

有明町の申請人は、耕作用の通路とするため、有明町の田56㎡を転用したいというもの
です。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以
下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。

既に通路としてあるため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○11番（浦上廣幸君） 11番の浦上です。5番について説明致します。

申請場所につきましては有明町大島子の後藤医院の近くです。申請人は10年ほど前まで
はコシヒカリを作っていたのですが、現在は野菜と菜の花を栽培しております。今回の申
請は自分の農地への耕作用通路として利用したいとのことです。既に4年前に無断で転用
されているため始末書が添付されております。雨水等の排水については道路の側溝に流す
という計画で、隣接及び排水同意書についても提出されておりますので、特に問題はない
と思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませ
んか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 6番について、ご説明いたします。

6番について説明します。新和町の申請人は植林し山林とするため、新和町の畑906㎡
を転用したいというものです。既にクヌギが植林されているため、始末書が添付されてお
ります。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○17番（川崎眞志男君） 17番の川崎です。6番について説明致します。

申請場所につきましては新和町の中央からかなり奥に行った山間の畑です。申請書には始末書が添付されておりますが、既にクヌギが植えられております。北側にハウスが建てられておりますが、間隔を空けて植えられるということで特に問題はないと思います。隣接する農地もありますが同意書も添付されておりますので何等问题はないものと思われま

す。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 7番について、ご説明いたします。

牛深町の申請人は貸住宅を建築するため、牛深町の畑 188㎡を転用したいというものです。申請地は地籍調査において既に住宅が建築されており現況が宅地であったことから、今回の申請に至り、始末書が添付されております。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○33番（戸谷泰典君） 33番の戸谷です。7番について説明致します。

申請場所については、牛深港よりハイヤ大橋を通過して下須島に渡り2kmほど東側の道路を進んだところにあります。今回の申請は地籍調査の結果に基づき行われたということですが、申請人は現在三重県に住んでおり、将来帰郷に際して住宅を建てられた訳であります。今は弟に貸しておられるとのこと。既に30年前に建てられ始末書がつけられております。何等问题はないと思われま

す。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第25号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 引き続き、お手元の資料②・③・④及び前方のスクリーンをご覧ください。では、1番について、ご説明いたします。

今釜新町の譲受人は、個人住宅を建築するため、今釜町の譲渡人から今釜新町の畑 188 m² を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

既に、雑種地として利用してあるため、始末書が提出されています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。1番について説明致します。

申請場所につきましては今釜新町の浄化センターの隣にあり、ここに自己住宅を建築したいとの申請です。給水は市の上水道、雨水については道路側溝、生活雑排水については公共下水道を利用されます。隣接する農地は譲渡人の畑ですが、隣接同意書は付けられております。周囲は住宅地となっており、特に問題ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 2番について、ご説明いたします。

倉岳町の譲受人は、個人住宅を建築するため、本渡町の譲渡人から本渡町の畑 426.02 m²を贈与により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

既に、雑種地として利用してあるため、始末書が提出されています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。2番について説明致します。

申請場所につきましては大劇パチンコ店の前にあり、ここに自己住宅を建築したいとの申請です。給水は市の上水道、雨水については道路側溝、生活雑排水については公共下水道を利用されます。既に土地造成されておりますので始末書が付けられております。南北に農地がありますが隣接同意書も付けられております。周囲は住宅地となっており、特に問題ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

○3番（川原昭雄君） 3番の川原です。地元の農業委員さんにお尋ねします。621㎡ある農地から分筆して426.02㎡を申請者に贈与するとのことですが、621㎡をすべて転用し、426.02㎡を贈与するとしたほうがいいのではないかと思います。地元の農業委員さんの説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。この地区は十数年前より宅地造成が行われた地域であります。当初は宅地の予定でありましたが、登記上は農地のままとなっておりますので、今回、譲受人に申請部分だけを贈与し、残りの部分は農地として復元し耕作を行うとのことです。

○3番（川原昭雄君） 菜園にするために残すのですか。残りの部分は既に埋め立てられているんでしょう。農業委員としてこうしたらどうかという指導的に話しを進めた方がいいのではないかという考え方であります。

○事務局（平田正剛君） 議長、申し訳ありませんが、事務局より説明させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい、お願いします。

○事務局（平田正剛君） 今回の申請書の中に、譲渡人である土地の所有者から『農地復元計画書』という書類が提出されておまして、今回の転用部分以外の土地については、現在の雑種地から農地に復元し利用しますとの計画が記されております。従いまして、譲渡人が農地に戻して耕作をするとのことです。

○3番（川原昭雄君） 農地として残すということですね。

○事務局（平田正剛君） 分筆してありますので、転用以外の残りの部分については、元の所有者が利用し、転用部分については譲受人が個人住宅を建てるということですよ。

○3番（川原昭雄君） はい、わかりました。

○議長（鶴田雄士君） 他にご意見はありませんか。

(ありませんの声あり)

○議長（鶴田雄士君） それではお謀りいたします。本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 3番について、ご説明いたします。

五和町の譲受人は農業用倉庫を建築するため、五和町の譲渡人から五和町の畑 229 m²を受贈により取得し転用したいというものです。既に農業用倉庫を建築しているため、始末書が添付されております。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、申請地は土地改良法により換地処分された第1種農地となっております。なお、第1種農地は原則として不許可であります。転用許可申請の目的が農業用資材の貯蔵又は保管の用に供する施設等であるため不許可の例外規定に該当します。以下記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○15番（山下和弘君） 15番の山下です。3番について説明致します。

申請場所につきましては、手野・富岡線のバス路線から1kmほど山間に入ったところにあります。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、贈与により農業用倉庫を建てたいということですが、実際は既に倉庫が建っております。始末書その他、区長からの排水同意書も提出されており、何等問題ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 4番について、ご説明いたします。

熊本市の借受人は太陽光発電施設を整備するため、有明町の貸渡人から有明町の田 3,647、畑 677 m²を賃借により転用したいというものです。一部に廃土を埋めたため始末書が添付されています。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○24番（山田勝彦君） 24番の山田です。4番について説明致します。

申請場所につきましては、国道266号線の須子と大浦の中間位の海沿いにあります。ここは有料道路の廃土を入れた場所で10年来みかんを栽培しておりますが収穫があまり期待できない畑となっております。貸渡人も高齢で後継者も病気がちであったため農地を貸したとのことです。一部に廃土を入れたということで始末書が付けられておりますが、周囲は山林であり何等問題ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 5番と6番につきましては、譲渡人と譲受人も同じで申請地も隣同士であるため、ご許可いただければ併せて説明させていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） お願いします。

○事務局（藤崎眞二君） では5番について説明します。

埼玉県川越市の譲受人は、購入する自宅を拡張し駐車場及び菜園とするため、栖本町の譲渡人から、栖本町の畑371㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

続きまして、6番について説明します。

埼玉県川越市の譲受人は、道路から自宅駐車場への進入路とするため、栖本町の譲渡人から、栖本町の畑58㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○25番（前田達也君） 25番の前田です。まず、5番について説明します。

この譲受人の方は現在埼玉県に住んでおり、今回帰郷に際し、申請地に隣接する住宅及び敷地を購入される予定です。敷地面積が少し足りないので敷地を拡張し、一体的に活用したいということです。隣接するみかん園は譲渡人の畑であり、何等問題ないと思えます

のでよろしくご審議をお願いします。

次に6番についてですが、住宅とみかん園の間にある既に道路として利用されておりますが、住宅への進入路として、またみかん園への取り付け道路として共有で利用したいということです。何等問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番及び6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 7番について説明します。

新潟市南区の借受人は、ホームセンター店舗及び駐車場とするため、栖本町及び兵庫県尼崎市の貸渡人から、栖本町の 田 773 m² 畑 2,693 m²を賃借権設定により借り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の区域内に位置する第1種農地となっております。第1種農地は、原則許可することができませんが、申請地一帯は、市の福祉施設をはじめ、市立病院、宅地、店舗等が連たんと広がっており、農地法の運用にあります、「住宅の用若しくは事業の用に供する施設または公共施設や公益的施設が連たんとしていること」に該当し、例外的に許可できるとなっております。

以下、一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。

また既に、駐車場として利用しているため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○25番（前田達也君） 25番の前田です。7番について説明致します。

申請場所につきましては、栖本トンネルを倉岳方面に約200m程進み、熊本屋ショッピングセンターの前にあります。周辺は住宅街で農地等も残っておりません。区長及び水利組合からの排水同意書も提出されており、何等問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 8番について、ご説明いたします。

栖本町の譲受人は、宅地を拡張し庭とするため、有明町の譲渡人から栖本町の畑32㎡を贈与により譲り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○21番（宮崎義一君） 21番の宮崎です。8番について説明致します。

この申請につきましては、昭和61年に譲受人の父親がこの場所に住宅を建てられた際、隣接する譲渡人の親戚が所有する32㎡の農地が紛れ込んでおり、今回そのことが判明し新たに譲り受けるために宅地拡張として申請があった次第です。何等問題ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 9番について、ご説明いたします。

牛深町の借受人は住宅を建築するため、牛深町の貸渡人から牛深町の田310㎡を賃借し転用したいというものです。申請地は地籍調査において既に住宅が建築されており現況が宅地であったことから、今回の申請に至り始末書が添付されております。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、申請地は都市計画区域に位置し、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えているということで農地区分は第3種農地となります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○33番（戸谷泰典君） 33番の戸谷です。9番について説明致します。

申請場所につきましては、前方のスクリーンを見ていただきますと、この右側がゆめマートの駐車場になっており、牛深の市街地の真ん中にあります。貸渡人及び借受人共に親から譲り受け、地籍調査に基づき今回の申請となったものです。何等問題ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に10番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 10番について、ご説明いたします。

牛深町の借受人は住宅を建築するため、牛深町の貸渡人から牛深町の田 326㎡を賃借し転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○33番（戸谷泰典君） 33番の戸谷です。10番について説明致します。

申請場所につきましては、ハイヤ大橋から下須島に渡り1kmほど東側に進んだところにあります。この場所は以前に宅地造成が行われたところで、その後畑として利用されていたものと記憶しておりますが、現在は荒れた状態になっており、今回その農地を借り受け、個人住宅を建築したいとのこと。給水は市上水道、排水は合併浄化槽を用い道路側溝へ流すという計画です。何等問題ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第26号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 議第26号について、ご説明いたします。

1番の宮地岳町の申請人ほか利用権の新規設定の計画が20件、再設定の計画が13件で、総面積は55,839㎡となっております。

なお、議案中次に申し上げます番号が農地利利用集積円滑化団体を通じての転貸の案件でご

ざいます。

番号を申し上げます。24番、25番、27番、28番、29番、30番、32番、33番です。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の①のアに掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） では、ただいま説明がありました利用権設定33件につきまして質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第27号、くまもと農業バックアップ大作戦の目標及び活動計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（林 泰裕君） 議第27号についてご説明させていただきます。

バックアップ大作戦の班編成として3班によるチームを定めておりますが、『担い手作戦チーム』『耕作放棄地解消作戦チーム』『農業振興作戦チーム』があり、これまで23年度から25年度の3ヶ年計画で目標を定めてあります。本日の総会開催の前段として、午後1時30分より各班のリーダー及びサブリーダーの方にお集まりいただき、この目標についてご確認いただいた次第であります。

そこで、25年度の各チームの目標についてを表にまとめております。そして各チームに所属する委員さんについても、昨年10月の改選後に新たにチーム編成が行われておりますので、各委員さんにおかれましては、ご自分がどのチームに所属しているのかを再度ご確認いただきたいと思います。

そこで本年度の作戦計画について、各リーダーの方よりご報告をいただきたいと思います。まず最初に『担い手作戦チーム』リーダーの松岡委員さんよりお願いいたします。

○（松岡健吾君） 農家の高齢化や若者の他産業への流出等により担い手が減少し厳しい状況にあり、担い手の育成支援の推進と共に農業経営安定化に向けた指導や支援が必要とな

っています。そこで、25年度の目標としては、

- ① 認定農家の掘り起こし（10経営体）
- ② 新規就農者の確保（10人）
- ③ 農作業受委託等のための集落営農組織育成確保（1組織）
- ④ 認定農家との意見交換会の実施（1回：8月予定）

以上の4項目を掲げて取り組んでいきたいと思えます。以上です。

○事務局（林 泰裕君） ありがとうございます。次に『耕作放棄地解消作戦チーム』からの報告ですが、リーダーの稲田委員が欠席ですので、サブリーダーの松川委員からお願いできますでしょうか。

○（松川兼光君） リーダーが欠席しておりますので、私の方から報告させていただきます。『耕作放棄地解消作戦チーム』の25年度の目標としましては、4項目を挙げております。まず最初に、個別面談当による適正管理、担い手への集積、山林等への転用指導などの耕作放棄地解消活動として4ha、次に、農地情報提供制度の活用による農地流動化の推進を2ha、3番目に農地利用状況調査、農地一斉パトロールにより耕作放棄地の実態調査を実施し、担い手への集積、草刈り等の管理及び農地情報登録の推進を図り、適正な農地の利活用を推進する。最後に、農地への復旧が困難な農地については山林等への転用など遊休地の利活用を指導する。以上の4項目を目標として取り組んでいきたいと思えます。

○事務局（林 泰裕君） ありがとうございます。最後に『農業振興作戦チーム』の報告についてをリーダーの山本委員さんをお願いします。

○（山本友保君） 『農業振興作戦チーム』の25年度目標について報告させていただきます。農業者年金の新規加入者数を8名ということで、その他の委員さんにおかれましても事務局及び担当委員と連携を図りながら目標達成に向けてご協力をよろしくお願いいたします。次に「農業委員会だより」についてはこれまで年2回発行しており、現在13号まで発行しております。本年度も10月と3月に年2回発行を予定しておりますので、全委員から編集委員に記事内容の情報提供につきましてもよろしくお願いいたします。

それから認定農業者に対する全国農業新聞の普及・拡大ということですが、全委員さんが1人当たり2部、特に12月と1月にかけて集中して普及していただければと思えます。年間を通して普及していただいてもいいのですが、12月と1月が普及月間としておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○事務局（林 泰裕君） 各チームのリーダーの皆様、ご報告ありがとうございました。

○議長（鶴田雄士君） ただいま、それぞれのチームの活動目標と活動計画の説明がりましたが、皆さんからご意見や要望等はありませんか。

(意見なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） それでは本件につきまして原案どおり決定いたします。目標達成に向けて皆さんの積極的な活動をよろしくお願いします。

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、報告事項について、事務局より各種の届出があったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 報告事項について申し上げます。

農地利用・形状変更届が有明町から2件、本渡町から1件、いずれも盛土をして田から畑へ変更するもので、果樹や野菜を栽培する計画です。2番目の有明町の案件につきましては、届出日と摘要欄の利用開始予定日が違っておりましたが、利用開始後に届出が出されましたのでこのような表記となっております。

続きまして、許可不要の4条案件に係る届出については今回はありませんでした。次に許可不要の5条案件に係る届出については、携帯電話の無線基地局を設置する案件が1件ありました。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成25年天草市農業委員会第5回総会を閉会致します。

午後3時10分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 橋本正寛

署名委員 宮崎義一